

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 敷地及び道路（第3条・第4条）
- 第3章 崖（第5条）
- 第4章 特殊建築物
 - 第1節 通則（第6条—第8条）
 - 第2節 学校（第9条—第13条）
 - 第3節 共同住宅及び寄宿舍（第14条—第20条）
 - 第4節 ホテル及び旅館（第21条・第22条）
 - 第5節 物品販売業を営む店舗（第23条—第25条）
 - 第6節 自動車車庫及び自動車修理工場（第26条—第32条）
 - 第7節 公衆浴場（第33条—第35条）
 - 第8節 劇場，映画館，演芸場，観覧場，公会堂及び集会場（第36条—第53条）
- 第5章 長屋（第54条）
- 第6章 災害危険区域（第55条・第56条）
- 第7章 削除
- 第8章 日影による中高層建築物の高さの制限（第58条）
- 第8章の2 道に関する基準（第58条の2）
- 第9章 雑則（第58条の3—第63条）
- 第10章 罰則（第64条・第65条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条の規定による災害危険区域の指定及びその区域内における建築物の建築に関する制限，法第40条の規定による建築物の敷地，構造又は建築設備に関する制限の付加，法第43条第3項の規定による建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加，法第56条の2第1項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域，日影時間等の指定並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第30条第1項の規定による便所の構造について必要な事項を，並びに政令第144条の4第2項の規定による道に関する基準を定めるものとする。

（平15条例26・平15条例48・平21条例38・平30条例36・一部改正）

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法、政令及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の例による。

(平15条例26・一部改正)

第2章 敷地及び道路

(路地状敷地)

第3条 路地状部分によって道路に接する建築物の敷地の当該路地状部分の幅員は、それぞれ次の表に掲げる数値以上としなければならない。ただし、建築物の用途、構造、敷地及び周囲の状況により市長が安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。

路地状部分の長さ（単位 メートル）	幅員（単位 メートル）
20未満	2
20以上40未満	3
40以上	4

(大規模の建築物等の敷地と道路との関係)

第4条 延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計）が1,000平方メートルを超える建築物及び地階を除く階数が3以上の建築物（政令第126条の6第2号に定める構造の窓その他の開口部を道路又は道路に避難上有効に通ずる道路その他の空地に面して設けているものを除く。）の敷地は、道路に4メートル以上の幅で、かつ、避難上有効に接していなければならない。ただし、周囲の状況等により市長が安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。

第3章 崖

(平27条例34・改称)

第5条 高さが2メートルを超える崖（勾配が30度を超える傾斜地をいう。以下この条において同じ。）の上に建築物を建築する場合において、当該崖の下端から（崖の下に建築物を建築する場合にあっては、当該崖の上端から）の水平距離が当該崖の高さの2倍以内の位置に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成するときは、当該崖の形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じて、安全な擁壁を設けなければならない。ただし、崖の形状又は土質により安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定は、崖の上に建築物を建築する場合においては当該建築物の基礎が当該崖に影響を及ぼさないとき、崖の下に建築物を建築する場合においては当該建築物の主要構造物（崖崩れによる被害を受けるおそれのない部分を除く。）を鉄筋コンクリート造りとし、又は当該崖と当該建築物との間に安全な施設を設けたときは、適用しない。

3 高さが2メートルを超える崖の上にある建築物の敷地には、崖のかたに沿って排水溝を設ける等当該崖への流水又は浸水を防止するため安全な措置を講じなければならない。

(平27条例34・一部改正)

第4章 特殊建築物

第1節 通則

(特殊建築物の敷地と道路との関係)

第6条 法別表第1 (い) 欄(2)項から(5)項までに掲げる用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの(共同住宅及び寄宿舍を除く。)の敷地は、道路に4メートル以上接していなければならない。ただし、市長が避難上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(便所の構造)

第7条 政令第30条第1項の規定により条例で指定する建築物の用途は、体育館、診療所、公衆浴場、マーケット、料理店、飲食店、簡易宿所、共同住宅、下宿、老人ホーム及び床面積の合計が200平方メートルを超える事務所とする。

(屋外階段の構造)

第8条 特殊建築物の屋外に設ける階段は、木造(準耐火構造で有効な防腐措置を講じたものを除く。)としてはならない。

第2節 学校

(4階以上に設ける教室等の禁止)

第9条 幼稚園又は特別支援学校の用途に供する建築物の4階以上には、教室その他幼児、児童又は生徒を収容する居室を設けてはならない。

(平19条例33・一部改正)

(木造校舎と隣地境界線等との距離)

第10条 主要構造部(外壁及び屋根の下地材並びに間仕切壁を除く。)が木造である学校の校舎(耐火建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物(以下「適合建築物」という。)であるものを除く。)の外壁と隣地境界線との距離(当該校舎の敷地が道路に接している場合にあつては、当該校舎の外壁と当該道路の反対側の境界線との距離)は、4メートル以上としなければならない。ただし、土地及び周囲の状況並びに建築物の規模により市長が安全上及び防火上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(平13条例23・平27条例34・一部改正)

(教室等の出入口)

第11条 学校の教室その他幼児、児童、生徒又は学生を収容する居室には、避難上有効な廊下、広間又は屋外に面して2以上の出入口を設けなければならない。ただし、耐火建築物、準耐火建築物又は適合建築物で避難上支障がないと認められるものの出入口は、1以上とすることができる。

(平27条例34・一部改正)

(排煙設備及び非常用の照明装置の設置)

第12条 各種学校又は専修学校の用途に供する建築物には、その教室及びこれから地上に通ずる廊下、階段その他の通路（採光上有効に直接外気に開放されている道路を除く。）に、それぞれ政令第126条の3に定める構造の排煙設備及び政令第126条の5に定める構造の非常用の照明装置を設けなければならない。ただし、階数が2以下のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものについては、この限りでない。

第13条 削除

（平31条例18）

第3節 共同住宅及び寄宿舍

（共同住宅等の設置禁止）

第14条 共同住宅又は寄宿舍（以下「共同住宅等」という。）の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに該当する建築物の上階に設けてはならない。ただし、これらの用途に供する部分の特定主要構造部が耐火構造であるときは、この限りでない。

- (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場若しくは公衆浴場の用途に供する建築物又は法別表第2（と）項第4号に規定する建築物
- (2) 展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、料理店、倉庫（不燃性の物品を貯蔵するものを除く。）、自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
- (3) 物品販売業を営む店舗又は飲食店の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの

（令6条例41・一部改正）

（共同住宅の居室）

第15条 共同住宅の各住戸の居住の用に供する居室のうち1以上は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 床面積は、7平方メートル以上とすること。
- (2) 道路又は避難上有効に道路、公園若しくは広場の類に連絡する幅員2メートル以上の空地等に直接面する窓を設けること。

2 前項第2号の規定により設ける窓は、主要な出入口とできる限り離して配置しなければならない。

（平13条例23・一部改正）

（共同住宅等の出入口）

第16条 共同住宅等の用途に供する建築物の主要な出入口は、道路に面して設けなければならない。

ただし、主要な出入口の前面に、共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計に応じて、次の表に掲げる幅員以上の通路で道路に避難上有効に通ずるものを設けるときは、この限りでない。

共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計（単位 平方	幅員（単位 メートル）
-----------------------------	-------------

メートル)	
200未満	2
200以上500未満	3
500以上	4
この表において、共同住宅等の用途に供する部分の床面積の合計の欄の数値は、耐火建築物及び規則で定める適合建築物にあつては、この表に定める数値の2倍とする。	

2 前項ただし書の規定による通路を設けた場合において、避難階における各住戸の主要な出入口から道路に避難上有効に通ずる通路（当該通路が避難階以外の階の通路として設けられている場合を除く。）を設けたときは、当該通路の幅員は1.5メートル以上とすることができる。

（平13条例23・平27条例34・一部改正）

（共同住宅等の階段）

第17条 主要構造部（屋根及び壁を除く。）が木造である共同住宅等の用途に供する建築物（耐火建築物、準耐火建築物及び適合建築物を除く。）でその2階における居室（寄宿舎にあつては、寝室）の床面積の合計が60平方メートルを超えるものについては、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の階段又はこれに代わる施設を設けなければならない。ただし、2階における戸数が2戸以下の共同住宅で当該階における居室の床面積の合計が100平方メートル以下のもの又は2階における室数が4室以下の寄宿舎で当該階における寝室の床面積の合計が100平方メートル以下のものについては、この限りでない。

2 前項の規定により設ける階段は、相互にできる限り離して配置しなければならない。

（平13条例23・平27条例34・平31条例18・一部改正）

第18条 削除

（平13条例23）

（共同住宅の構造）

第19条 主要構造部（屋根及び壁を除く。）が木造である共同住宅の用途に供する建築物（耐火建築物、準耐火建築物及び適合建築物を除く。以下この条及び次条において「木造の共同住宅」という。）においては、住戸の数は8戸以下とし、かつ、階数は2以下としなければならない。ただし、住戸の床面積の合計が250平方メートル以下のものについては、この限りでない。

2 木造の共同住宅の各戸の外壁は、2面以上外気に面し、その外壁には、それぞれ開口部を設けなければならない。

3 木造の共同住宅は、階下の天井（回り縁その他これに類するものを除く。）及び階段裏の仕上げを不燃材料又は準不燃材料でしなければならない。

（平13条例23・平27条例34・平31条例18・一部改正）

（共同住宅の構造の読替え規定）

第20条 木造の共同住宅の天井（天井のない場合においては、屋根）（回り縁その他これに類するものを除く。）及び階段裏を不燃材料で仕上げ、かつ、内部の壁を不燃材料又は準不燃材料で仕上げた場合にあつては、前条第1項中「8戸」とあるのは「12戸」と、「250平方メートル」とあるのは「300平方メートル」と読み替えて同項の規定を適用する。

（平13条例23・一部改正）

第4節 ホテル及び旅館

（平31条例18・改称）

第21条 削除

（平31条例18）

（ホテル又は旅館の用途に供する建築物の廊下）

第22条 ホテル又は旅館の用途に供する建築物の主として客の用に供する廊下の幅は、それぞれ次の表に掲げる数値以上としなければならない。

その階における客の用に供する居室の床面積の合計（単位 平方メートル）	両側に客の用に供する居室がある廊下及び渡り廊下（単位 メートル）	その他の廊下（単位 メートル）
100以下の場合	1.2	1.2
100を超える場合	1.6	1.2

2 前項の廊下の幅は、その階における客の用に供する居室の床面積の合計が50平方メートル以下であり、かつ、当該廊下が当該居室の専用であるときは、75センチメートル以上とすることができる。

第5節 物品販売業を営む店舗

（敷地と道路との関係）

第23条 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物（その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上のものに限る。以下この節において同じ。）の敷地は、幅員4メートル以上の道路（法第42条第1項に規定する道路をいう。以下この節及び第6節において同じ。）に2辺以上かつそれぞれ4メートル以上接していなければならない。

2 前項の場合において、当該敷地が路地状部分によって道路に接するときは、その路地状部分の通行の用に供する部分の有効幅員（以下この条において単に「有効幅員」という。）は、4メートル以上としなければならない。ただし、路地状部分のみで道路に接するときは、その路地状敷地の1以上は、有効幅員6メートル以上としなければならない。

3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 敷地の外周の長さの3分の1以上が幅員4メートル以上の道路に接しているとき。
- (2) 敷地が幅員4メートル以上の道路に接し、かつ、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合において、市長が安全上支障がないと認めるとき。

（平13条例23・一部改正）

(前面空地)

第24条 物品販売業を営む店舗の屋外に通ずる主要な出入口の前面には、その出入口の幅の2倍の幅を有し、かつ、奥行が5メートル以上ある前面空地を設けなければならない。

(平13条例23・一部改正)

(屋外への出入口)

第25条 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の避難階における主要な出入口は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

- (1) 出入口は、道路その他避難上安全な空地に通じていること。
- (2) 出入口の数は、2以上とし、相互にできる限り離して配置すること。
- (3) 出入口の幅は、1以上は1.4メートル以上、その他は1.2メートル以上とすること。

(平13条例23・一部改正)

第6節 自動車車庫及び自動車修理工場

(適用の除外)

第26条 この節の規定は、自家用車の車庫でその用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以下のもの及び住宅（居住の用に供する以外の用途を兼ねるものを除く。）に付属するもので床面積の合計が100平方メートル以下のものについては、適用しない。

(平13条例23・一部改正)

(敷地から道路への自動車の出入口)

第27条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する部分を有する建築物の敷地の自動車の出入口は、次の各号のいずれかに該当する道路に面して設けてはならない。

- (1) 幅員6メートル未満の道路
- (2) 道路の交差点若しくは曲がり角、横断歩道、自転車横断帯又は横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5メートル以内の道路
- (3) 勾配が8分の1を超える道路
- (4) 道路上に設ける安全地帯、橋詰め又は踏切から10メートル以内の道路
- (5) 公園、小学校、幼稚園その他これらに類するものの出入口から20メートル以内の道路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が交通上支障があると認めて指定した道路

2 前項（第1号に該当する道路に限る。）の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 自動車車庫の車庫の用に供する部分又は自動車修理工場の作業の用に供する部分（以下「車庫等の部分」という。）の床面積の合計が200平方メートル以下の建築物の敷地に自動車の出入口を設ける場合において、その出入口に面する道路が幅員4メートル以上であるとき。
- (2) 車庫等の部分の床面積の合計が300平方メートル以下の建築物の敷地に自動車の出入口を設ける場合において、その出入口に面する道路が幅員5メートル以上であるとき。

(3) 車庫等の部分の床面積の合計が500平方メートル以下の建築物の敷地に自動車の出入口を設ける場合において、その出入口に面する道路が幅員4メートル以上であり、その道路及びその道路に沿った当該敷地の一部をもって幅員6メートル（前号の敷地にあつては、5メートル）以上の道路状とし、かつ、当該道路状のものが他の幅員6メートル（前号の敷地にあつては、5メートル）以上の道路に有効に通ずるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が交通の安全上支障がないと認めるとき。

3 第1項（第1号及び第6号に該当する道路を除く。）の規定は、市長が交通の安全上支障がないと認めるときは、適用しない。

（平13条例23・平27条例34・平31条例18・一部改正）

（出入口の空地）

第28条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物の敷地には、自動車の出入口として、幅が6メートル以上で奥行が2メートル以上の空地を設けなければならない。ただし、市長が交通の安全上支障がないと認めるときは、この限りでない。

（平13条例23・一部改正）

（車庫等の部分の構造）

第29条 次の各号のいずれかに該当する建築物の一部分を車庫等の部分に供するときは、当該部分の主要構造部を耐火構造又は政令第112条第2項に規定する基準に適合する準耐火構造としなければならない。

(1) 車庫等の部分の直上に2以上の階のある建築物

(2) 車庫等の部分の直上階の床面積が100平方メートルを超える建築物

（平27条例34・令元条例10・一部改正）

（車庫等の部分と他の用途部分との区画）

第30条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物においては、車庫等の部分とそれ以外の用に供する部分（以下「その他の部分」という。）との区画は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 耐火構造又は準耐火構造とし、開口部を設けるときは、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備（以下「防火設備」という。）で政令第112条第19項に規定する構造であるものとする。

(2) 車庫等の部分内にその他の部分のための避難用出口を設けないこと。

（平13条例23・平31条例1・令元条例10・令2条例59・一部改正）

（車庫等の部分の構造設備）

第31条 車庫等の部分の構造設備は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 床は、耐水材料で造り、かつ、耐水材料で造った排水の設備を設けること。

(2) 床が地盤面下にあるときは、2方向以上において換気設備又は換気に有効な窓その他の開口部を設けること。

- (3) 傾斜部の縦断勾配は、6分の1以下とし、かつ、その表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (4) 車庫等の部分を避難階以外の階に設けるときは、避難階又は地上に通ずる直通の階段又はこれに代わる設備を設けること。

(平27条例34・一部改正)

(大規模自動車車庫の構造設備)

第32条 自動車車庫の車庫部分の床面積の合計が500平方メートル以上のものは、構造設備として、前条に規定するもののほか、床面積1平方メートルごとに毎時14立方メートル以上の外気を供給することができる機械換気設備又は面積の合計が各階の床面積の10分の1以上である換気に有効な窓その他の開口部を設けなければならない。ただし、特殊な装置を用いるもので、これらと同等以上の構造設備を設けたときは、この限りでない。

- 2 前項の自動車車庫の自動車の通路の幅員は、一方通行の場合にあつては3.5メートル以上、二方通行の場合にあつては5.5メートル以上とし、かつ、屈曲部の内り半径は、5メートル以上としなければならない。ただし、これらの構造と同等以上の効力があるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定は、政令第136条の9の規定に該当する簡易な構造の建築物又は建築物の部分で政令第136条の10に定める基準に適合するものについては、適用しない。

(平13条例23・平29条例13・一部改正)

第7節 公衆浴場

(公衆浴場の浴室)

第33条 公衆浴場の浴室は、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、水戸市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準を定める条例（令和2年水戸市条例第28号）第5条に規定する普通公衆浴場以外の公衆浴場の浴室については、この限りでない。

- (1) 天井の高さは、3.6メートル以上とすること。
- (2) 床面から2メートル以上高い位置に換気に有効な窓又はこれに代わる設備を設けること。
- 2 建築物の一部を床面積が300平方メートル以上の公衆浴場の用途に供するときは、当該部分の特定主要構造部を耐火構造としなければならない。

(令2条例28・令6条例41・一部改正)

(ボイラー室等)

第34条 公衆浴場のボイラー室（浴室に給湯するために火を使用する室をいう。）その他これに類するものは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 床は耐火構造とし、それ以外の主要構造部は耐火構造又は準耐火構造とすること。
- (2) 開口部に防火設備を設けること。

(平13条例23・一部改正)

(灰捨場及び燃料置場)

第35条 公衆浴場の灰捨場は、その周壁を耐火構造とし、その開口部に防火上有効な措置を講じなければならない。

2 公衆浴場の燃料置場は、その周壁及び床を耐火構造又は準耐火構造とし、その開口部に防火設備を設けなければならない。

(平13条例23・一部改正)

第8節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場

(適用の範囲)

第36条 この節の規定は、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（集会場にあつては、不特定多数の者が利用するもので、かつ、1の集会室の床面積が200平方メートル以上のものに限る。以下「劇場等」という。）の用途に供する部分を有する建築物に適用する。

(平13条例23・平31条例18・一部改正)

(客席の定員の算定方法)

第37条 この節において、劇場等の客席の定員を算定する方法は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 個人別に客席が区画された椅子席を設ける部分にあつてはその客席数に対応する数値とし、長椅子式の椅子席を設ける部分にあつては客席幅を40センチメートルで除して得た数値（端数は切り上げる。以下この条において同じ。）とし、椅子席の配列の形態が特定できない部分にあつては客席部の面積を0.45平方メートルで除して得た数値とする。

(2) 升席等の座り席（椅子席を除く。以下この条において同じ。）を設ける部分については、座り席のために用意された1の区画ごとの面積を0.3平方メートルで除して得た数値とする。

(3) 立ち席を設ける部分については、立ち席のために用意された1の区画ごとの面積を0.2平方メートルで除して得た数値とする。

(平27条例34・平31条例18・一部改正)

(敷地と道路との関係)

第38条 劇場等の用途に供する部分を有する建築物の敷地は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる幅員の道路に敷地の外周の長さの7分の1以上が接していなければならない。

建築物の客席の定員の合計	道路の幅員（単位 メートル）
400人未満	4以上
400人以上1,000人未満	6以上
1,000人以上	8以上

2 前項の規定は、建築物の周囲に広い空地がある場合その他これと同様の状況にある場合において、市長が安全上支障がないと認めるときは、適用しない。

(平31条例18・一部改正)

(前面空地)

第39条 劇場等の用途に供する部分を有する建築物の主要な屋外への出入口の前面には、次の表に掲げる数値以上の前面空地を設けなければならない。

建築物の客席の定員の合計 (単位 平方メートル)	前面空地の幅	前面空地の奥行 (単位 メートル)
400人未満	主要な出入口の幅の2倍以上	3
400人以上1,000人未満		4
1,000人以上		4.5

2 前面空地は、道路又は公園、広場その他の安全上支障がない空地に接していなければならない。

(平31条例18・一部改正)

(側面空地)

第40条 劇場等の用途に供する部分を有する建築物の周囲には、幅が2メートル以上の側面空地を設けなければならない。ただし、特定主要構造部が耐火構造で、開口部に防火設備を設けたときは、この限りでない。

2 主要客席の側面が道路に接するときは、これを前項の側面空地とみなす。

3 側面空地は、幅が2メートル以上の空地又はずい道により道路に通じていなければならない。

(平13条例23・平31条例18・令6条例41・一部改正)

(劇場等の用途に供する部分の出入口)

第41条 劇場等の用途に供する部分の出入口(当該部分のみからなる建築物にあっては、その建築物の屋外への出入口)は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

(1) 出入口の数は、2以上とすること。

(2) 出入口は、相互にできる限り離すとともに、客席部の出入口から円滑に避難できる位置に配置すること。

(3) 出入口の幅は、1メートル(当該出入口において想定される通過人数に0.8センチメートルを乗じて得た数値が1メートルを超える場合にあっては、その数値)以上とすること。

(4) 出入口の幅の合計の2分の1以上は、日常的に使用する出入口で確保すること。

(5) 出入口の扉は、避難方向に開くことができるものとすること。

2 前項の規定は、劇場等の用途に供する部分を有する建築物の屋外への出入口について準用する。

(平31条例18・一部改正)

(客席部の出入口)

第42条 客席部の出入口は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

(1) 出入口の数は、客席の定員(バルコニー席、ボックス席等の区画された客席部にあっては、その区画された部分の定員)に応じ、次の表に掲げる数値以上とすること。

客席の定員	出入口の数
-------	-------

30人未満	1
30人以上300人未満	2
300人以上600人未満	3
600人以上1,000人未満	4
1,000人以上	5

(2) 出入口は、客席部内から容易に確認できる位置に配置すること。

(3) 出入口が2以上必要とされるときは、相互にできる限り離して配置すること。

2 前条第1項第3号から第5号までの規定は、客席部の出入口について準用する。

3 出入口の扉は、避難の障害にならないように設置しなければならない。この場合において、次条の規定により廊下を設けるときは、当該廊下に必要とされる幅の2分の1以上を妨げてはならない。

(客用の廊下等)

第43条 客席の定員の合計が400人を超える各階においては、客席部分の側面及び後方に互いに連絡し、かつ、客席部分と壁で区画した客用の廊下等を設けなければならない。ただし、避難上支障がないときは、この限りでない。

2 前項の廊下等は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 廊下は、行き止まりとなる部分の長さを10メートル以下とすること。

(2) 廊下等の幅は、1.2メートル（当該廊下等において想定される通過人数に0.6センチメートルを乗じて得た数値が1.2メートルを超える場合にあっては、その数値）以上とし、かつ、避難方向に向かって狭くしないこと。

(3) 廊下の勾配は、10分の1以下とし、かつ、段を設けないこと。

(平27条例34・一部改正)

(避難用の階段等)

第44条 避難の用に供する階段等（以下この節において単に「階段」という。）は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

(1) 階段は、客席部の出入口又は客用の廊下等から直接認識できる位置に設置すること。ただし、廊下等の認識しやすい位置に階段の位置を明示する誘導灯が設置されているときは、この限りでない。

(2) 階段の幅は、1メートル（当該階段に流入すると想定される人数に1センチメートルを乗じて得た数値が1メートルを超える場合にあっては、その数値）以上とすること。

(3) 階段の幅の合計の2分の1以上は、日常的に使用する出入口の付近に配置すること。

(4) 階段の出入口の扉等の幅は、階段に流入すると想定される人数に0.8センチメートルを乗じて得た数値以上とすること。

(5) 階段の出入口の扉等は、避難方向に開くものとする。

(階段の共用)

第45条 階段は、同一階の他の用途に供する部分（他の劇場等の用途に供する部分を含む。以下この項において同じ。）の階段と共用することができる。この場合において、当該階段までの経路は、他の用途の部分（共用ロビー、共用廊下等を除く。）を經由してはならず、かつ、当該階段の幅は、当該階段を利用する同一階の他の用途に供する部分に必要とされる階段の幅との合計以上としなければならない。

2 劇場等の用途に供する部分が複数の階に積層し、それぞれの階の劇場等の用途に供する部分が同一階段を共用する場合の階段の幅は、各階において当該階段に流入すると想定される人員を合計した数に1センチメートルを乗じて得た数値以上としなければならない。ただし、階段を特別避難階段としたとき、又は各階において当該階段に流入すると想定される人員を合計した数に0.05平方メートルを乗じて得た数値以上の面積を有する前室若しくはバルコニーを設置した屋外避難階段としたときは、各階の当該階段に流入すると想定される人員のうちの最大値に1センチメートルを乗じて得た数値以上とすることができる。

（平31条例18・一部改正）

（客席の構造）

第46条 客席の構造については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 椅子席の場合の椅子の前後の間隔（前席の椅子の最後部と後席の椅子の最前部の間で通行に使用できる部分の間隔をいう。以下同じ。）は、水平投影距離で35センチメートル以上とすること。
- (2) 主階以外にある客席（立ち席を除く。以下この条において同じ。）の前面（舞台に直接面する部分を除く。以下この条において同じ。）及び立ち席の前面には、高さ75センチメートル以上の手すりを設けること。ただし、主階以外にある客席の前面に広い幅の手すり壁を設けること等により安全上支障がないときは、この限りでない。
- (3) 段床に客席を設ける場合において、前段との高さの差が50センチメートル以上あるときは、当該客席の前面に高さ75センチメートル以上の手すりを設けること。ただし、主階以外にある客席の前面に広い幅の手すり壁を設けること等により安全上支障がないときは、この限りでない。
- (4) 立ち席の位置は客席部の後方とし、通路の一部を立ち席としてはならない。

（平27条例34・一部改正）

（客席部の通路）

第47条 客席部の通路は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 椅子席の場合は、客席横列の両側に縦通路を設け、客席が横列8を超えるときは、椅子の前後の間隔を35センチメートルに8席を超える1席につき1センチメートル以上の割合で広げること。ただし、椅子席が横列4席以内のとき、又は椅子の前後の間隔を35センチメートルに4席を超える1席につき2センチメートル以上の割合で広げたときは、縦通路は片側のみとすることができる。

(2) 椅子席の場合は、両側に客席を有する縦通路の最前部と最後部を横通路又は客席部の出入口に連結するとともに、縦通路を客席の縦列20席以内ごとに横通路に連結すること。ただし、客席の縦列の最前部、出入口若しくは横通路までの長さが10メートル以内の縦通路で、構造上やむを得ず、かつ、防火上支障がないとき、又は客席部の両側に縦通路を設け、横列の客席数の合計に応じ、次の表に掲げる縦列の客席数を超えない列ごとに出入口を設けたときは、この限りでない。

横列の客席数	縦列の客席数
8 席以下	15席
9 席以上12席以下	10席
13席以上20席以下	6 席
21席以上31席以下	4 席
32席以上	3 席

(3) 升席の場合は、縦通路又は横通路に面すること。

(4) 横通路は、客席部の出入口に直通すること。ただし、長さが10メートル以内の横通路で、構造上やむを得ず、かつ、防火上支障がないものについては、この限りでない。

(5) 客席部に出入口を2以上設ける場合において、各客席から各出入口に至る通常の歩行経路の全てに共通の重複区間があるときの当該重複区間の長さは、5メートルを超えないこと。

2 前項の通路の幅は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 両側に椅子席がある縦通路の幅は80センチメートル以上とし、片側のみに椅子席がある縦通路の幅は60センチメートル以上とすること。ただし、当該縦通路において想定される通過人数に0.6センチメートルを乗じて得た数値がこれらの数値を超える場合にあっては、その数値以上とすること。

(2) 横通路の幅は、1メートル（当該横通路において想定される通過人数に0.6センチメートルを乗じて得た数値が1メートルを超えるときは、その数値）以上とすること。

(3) 椅子の前後の間隔並びに縦通路及び横通路の幅は、避難方向に向かって狭くしないこと。

(4) 升席に面する通路の幅は、40センチメートル（当該通路において想定される通過人数に0.6センチメートルを乗じて得た数値が40センチメートルを超える場合にあっては、その数値）以上とすること。

3 前2項の通路を斜路等とする場合は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 通路を斜路とする場合は、その勾配を10分の1以下とすること。ただし、手すり等を設けたときは、勾配を8分の1以下とすることができる。

(2) 通路を階段状とする場合は、次に定めるところによる。

ア 蹴上げは、18センチメートル以下とし、かつ、踏面は、26センチメートル以上とすること。

イ 通路の高低差が3メートルを超えるときは、3メートル以内ごとに、横通路又は廊下若しくは階段に連絡するずい道を通じさせること。ただし、階段の勾配が5分の1以下のときは、この限りでない。

(平27条例34・一部改正)

(客席部と舞台部との区画)

第48条 舞台の床面積の合計が100平方メートルを超える劇場等は、客席部と舞台部（花道その他これに類するものを除く。以下同じ。）との境界に区画（上階の床又は屋根裏まで達する耐火構造の壁で区画するとともに、その開口部に防火設備で政令第112条第19項第2号に規定する構造であるものを設けたものに限る。次項において同じ。）を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 使用の形態に火災の発生のおそれがないとき。

(2) 客席と舞台の区画が困難な場合において、舞台上部にスプリンクラー設備（開放型スプリンクラーヘッドを設けたものに限る。次項において同じ。）及び政令第126条の3に規定する構造に準じた構造を有する機械式の排煙設備（排煙機については、1分間に舞台の床面積1平方メートルにつき2立方メートル以上の空気を排出する能力を有するものに限る。）を設けているとき。

2 客席部と舞台部との境界に区画を設けた場合において、当該区画の客席側の部分の上部にスプリンクラー設備を設けたときは、当該部分に床面積100平方メートル以内の舞台を設けることができる。この場合において、当該舞台の部分については、前項の規定は適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、舞台の床面積の合計が300平方メートルを超える劇場等については、区画の開口部に特定防火設備で政令第112条第19項第1号に規定する構造であるものを設けなければならない。

(平13条例23・平31条例1・平31条例18・令元条例10・令2条例59・一部改正)

(舞台部の各室の区画避難)

第49条 舞台部においては、舞台とこれに接する各室とを、耐火構造、準耐火構造の壁又は防火設備で政令第112条第19項に規定する構造であるもので区画しなければならない。

2 舞台部の上部には、控室、物置場その他これらに類するものを設けてはならない。ただし、劇場等の用途に供する部分を有する建築物の特定主要構造部が耐火構造であり、かつ、舞台の上部が防火上安全な構造であるときは、この限りでない。

3 舞台部の各室からは、舞台及び客席を通らずに道路又は公園、広場その他の空地に避難できる通路（幅1.5メートル以上のものに限る。）に面する出入口を設けなければならない。

(平13条例23・平31条例1・平31条例18・令元条例10・令2条例59・令6条例41・一部改正)

(映写室)

第50条 映写室は、耐火構造の床若しくは壁（木造の劇場等にあつては、準耐火構造の床又は壁）又は防火設備で政令第112条第19項に規定する構造であるもので区画しなければならない。ただし、政

令第112条第11項本文の適用がない映写室の映写のために必要な開口部でその面積が1平方メートル以内であり、かつ、ガラス等の不燃材料で造られたものについては、この限りでない。

(平13条例23・平31条例1・平31条例18・令元条例10・令2条例59・一部改正)

(主階が避難階以外にある劇場等)

第51条 主階が避難階以外にある劇場等の用途に供する部分を有する建築物は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 耐火建築物又は適合建築物とし、かつ、他の用途に供する部分との区画を耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で政令第112条第19項第2号に規定する構造であるものであること。
- (2) 客席部から直接進入する階段及び客席部が避難階から6メートルを超える下方にある場合の階段は、特別避難階段又は屋外避難階段とすること。
- (3) 主階を避難階から数え5以上の階に設けるときは、避難の用に供することができる屋上広場を設け、2以上の避難階段又は特別避難階段によりこれに通ずるものとする。ただし、避難階に通ずる全ての階段を特別避難階段としたときは、この限りでない。

2 前項第1号の規定を適用する場合においては、法第86条の4第1項第1号イに該当する建築物は、耐火建築物とみなす。

(平13条例23・平27条例34・平31条例1・平31条例18・令元条例10・令2条例59・一部改正)

(避難階における避難経路等)

第52条 階段の避難階における出入口の幅は、当該階段の幅の10分の8以上としなければならない。

2 前項の出入口の扉は、避難方向に開くものとしなければならない。

3 劇場等の用途に供する部分の階段が避難階において建築物内部に面しているときは、避難階における階段の出入口から屋外の出入口に至る経路は、他の用途の部分（共用ロビー、共用廊下等を除く。）を経由してはならない。

4 前項の経路の幅は、避難階において建築物内部に面している階段の出入口の幅の合計以上としなければならない。

5 敷地の外への避難経路は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 敷地内に、避難階における建築物の出入口及び屋外階段の出入口から道路又は公園、広場その他の空地に通ずる通路を設けること。
- (2) 前号の通路の幅は、避難階における建築物の出入口及び屋外階段の出入口の幅の合計以上とすること。

(平31条例18・一部改正)

(制限の緩和)

第53条 この節の規定は、使用の状況又は用途若しくは規模により、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、適用しないことができる。

第5章 長屋

(長屋の設置禁止, 居室, 出入口及び構造)

第54条 第14条, 第15条, 第16条, 第19条第1項及び第2項並びに第20条の規定は, 長屋について準用する。この場合において, 第16条中「主要な出入口」とあるのは「各戸の出入口」と, 第19条第1項ただし書中「住戸の床面積の合計が250平方メートル以下のもの」とあるのは「住戸の床面積の合計が250平方メートル以下のもの又は長屋の種類により防火上及び避難上支障がないもの」と読み替えるものとする。

2 第19条第3項の規定は, 重層長屋について準用する。

(平13条例23・一部改正)

第6章 災害危険区域

(災害危険区域)

第55条 法第39条第1項に規定する災害危険区域は, 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域とする。

(建築の制限)

第56条 前条の災害危険区域においては, 住居の用に供する建築物は建築してはならない。ただし, 建築物の構造若しくは敷地の状況又は崩壊防止工事の施工により市長が被害を受けるおそれがないと認めるときは, この限りでない。

第7章 削除

(平21条例38)

第57条 削除

(平21条例38)

第8章 日影による中高層建築物の高さの制限

(対象区域及び日影時間の指定)

第58条 法第56条の2第1項の規定により, 日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として条例で指定する区域, 制限を受ける建築物として法別表第4(ろ)欄4の項イ又はロのうちから条例で指定するもの, 同表(は)欄2の項及び3の項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから条例で指定するもの並びに生じさせてはならない日影時間として同表(に)欄の各号のうちから条例で指定する号は, 次の表のとおりとする。

対象区域	法別表第4(ろ)欄4の項イ又はロ	平均地盤面からの高さ	法別表第4(に)欄の号
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域			(1)
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域		4メートル	(2)
第一種住居地域, 第二種住居地域又は準		4メートル	(2)

住居地域			
近隣商業地域又は準工業地域（都市計画法第8条第3項第2号イの規定により建築物の容積率が10分の20と定められた区域に限る。）		4メートル	(2)
用途地域の指定のない区域	ロ		(3)

(平15条例48・全改)

第8章の2 道に関する基準

(平15条例26・追加)

第58条の2 政令第144条の4第2項の規定により同条第1項各号に掲げる基準と異なる基準を定める区域は、市街化区域とし、当該基準は、道が他の道路との境界線と同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が60度未満の場合に限る。）が角地の隅角を頂点とする底辺2メートル以上の二等辺三角形の部分を道に含む隅切りを設けたものであることとする。

(平15条例26・追加，平27条例34・一部改正)

第9章 雑則

(耐火構造等を貫通する建築設備)

第58条の3 この条例の規定により耐火構造又は準耐火構造としなければならない床又は壁（外壁を除く。）を管又は風道が貫通する場合は、政令第112条第20項又は第21項の規定に適合するものとしなければならない。

(平13条例23・追加，平15条例26・旧第58条の2繰下，平31条例1・令元条例10・令2条例59・一部改正)

(仮設興行場等に対する制限の緩和)

第59条 法第85条第6項又は第7項の規定により建築の許可を受けた仮設興行場等については、この条例の規定は、適用しない。

(平31条例18・全改，令4条例34・一部改正)

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)

第60条 法第86条第1項若しくは第2項若しくは法第86条の2第1項の規定による認定又は法第86条第3項若しくは第4項若しくは法第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可を受けた建築物に対する第3条，第4条，第6条，第10条，第11条，第15条（第54条第1項において準用する場合を含む。），第16条（第54条第1項において準用する場合を含む。），第23条から第28条まで及び第38条から第40条までの規定の適用については、当該認定又は許可に係る一団地又は一定の一団の土地の区域を当該建築物の一の敷地とみなす。

(平15条例26・平17条例19・平27条例34・一部改正)

(階避難安全性能を有する建築物の階に対する適用の除外)

第60条の2 階避難安全性能を有する建築物の階については、第12条（非常用の照明装置を除く。）、第22条、第41条第1項第3号及び第4号（劇場等の用途に供する部分のみからなる建築物（地階を除く階数が1の場合を除く。）を除く。）、第43条（第2項第3号を除く。）並びに第48条の規定は、適用しない。

(平13条例23・追加, 平31条例18・一部改正)

(全館避難安全性能を有する建築物に対する適用の除外)

第60条の3 全館避難安全性能を有する建築物については、第12条（非常用の照明装置を除く。）、第22条、第25条第3号、第41条第1項第3号及び第4号（劇場等の用途に供する部分のみからなる建築物（地階を除く階数が1の場合を除く。）を除く。）並びに第2項、第43条（第2項第3号を除く。）、第48条並びに第51条第1項第2号及び第3号の規定は、適用しない。

(平13条例23・追加, 平31条例18・一部改正)

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第60条の4 法第3条第2項の規定により第8条、第10条、第11条、第12条（排煙設備に係る部分に限る。以下この項から第3項まで及び第5項並びに次条第3項において同じ。）、第15条第1項第2号（第54条第1項において準用する場合を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）若しくは第2項（同条第1項において準用する場合を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）、第16条（第54条第1項において準用する場合を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）、第17条、第19条第1項（第54条第1項において準用する場合を含む。以下この項、次項及び第6項並びに次条第1項において同じ。）、第25条、第29条、第30条、第31条第4号、第33条第2項、第34条又は第35条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

(1) 第8条、第11条、第12条、第17条、第25条、第30条第2号又は第31条第4号の規定の適用を受けない建築物 次のいずれか（居室の部分に係る増築にあつては、ア）に該当する増築又は改築に係る部分

ア 政令第137条の6の2第2項第1号に該当するものであること。

イ 増築又は改築に係る部分の対象床面積（当該部分の床面積から階段室、機械室その他の火災の発生のおそれの少ない用途を定める件（令和6年国土交通省告示第274号）で定める用途に供する部分の床面積を減じた面積をいう。以下この項において同じ。）の合計が基準時における延べ面積の20分の1（50平方メートルを超える場合にあつては、50平方メートル。以下この項において同じ。）を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難の安全上支障とならないものであること。

(2) 第10条、第15条第1項第2号若しくは第2項又は第16条の規定の適用を受けない建築物 増築（居室の部分に係る増築を除く。以下この号において同じ。）又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難及び消火の安全上支障とならないものである増築又は改築に係る部分

(3) 第19条第1項の規定の適用を受けない建築物 次のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分

ア 政令第137条の2の2第1項第1号に該当するものであること。

イ 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における倒壊及び延焼の危険性を増大させないものであること。

(4) 第29条、第33条第2項、第34条又は第35条の規定の適用を受けない建築物 次のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分

ア 政令第137条の4第1号に該当するものであること。

イ 工事の着手が基準時以後である増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が50平方メートルを超えないものであること。

(5) 第30条第1号の規定の適用を受けない建築物 次のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分

ア 政令第137条の6の4第2項第1号イに該当するものであること。

イ 増築又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における延焼の危険性を増大させないものであること。

2 前項の「基準時」とは、法第3条第2項の規定により第8条、第10条から第12条まで、第15条第1項第2号若しくは第2項、第16条、第17条、第19条第1項、第25条、第29条、第30条、第31条第4号、第33条第2項、第34条又は第35条の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続きこれらの規定（これらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。

3 法第3条第2項の規定により第3条（路地状部分の長さが20メートル未満である場合に限る。以下この項において同じ。）、第8条から第12条まで、第14条（第54条第1項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第15条第1項第2号若しくは第2項、第16条、第17条、第25条、第29条、第30条、第31条第4号、第33条第2項、第34条又は第35条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、これらの規定は、適用しない。

(1) 第3条の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における当該建築物の用途の変更（当該変更後に当該建築物の利用者の増加が見込まれないものを除く。）を伴わない大規模の修繕又は大

規模の模様替であつて、政令第137条の12第6項の規定により市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

(2) 第8条、第10条から第12条まで、第15条第1項第2号若しくは第2項、第16条、第17条、第25条、第30条第2号又は第31条第4号の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替であつて、当該建築物の避難の安全上支障とならないもの

(3) 第9条又は第14条の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における当該建築物の用途の変更を伴わない全ての大規模の修繕又は大規模の模様替

(4) 第29条、第33条第2項、第34条又は第35条の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における全ての大規模の修繕又は大規模の模様替

(5) 第30条第1号の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における屋根又は外壁に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替

4 法第3条第2項の規定により第8条、第11条、第17条、第25条、第30条第2号又は第31条第4号の規定の適用を受けない建築物であつて、独立部分（政令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分という。以下この項において同じ。）が2以上あるものについて増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条において「増築等」という。）をする場合においては、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

5 法第3条第2項の規定により第12条の規定の適用を受けない建築物であつて、独立部分（政令第126条の2第2項各号に掲げる建築物の部分という。以下この項において同じ。）が2以上あるものについて増築等をする場合においては、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

6 法第3条第2項の規定により第19条第1項、第29条、第30条第1号、第33条第2項、第34条又は第35条の規定の適用を受けない建築物であつて、独立部分（政令第109条の8に規定する建築物の部分という。以下この項において同じ。）が2以上あるものについて増築等をする場合においては、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

7 法第3条第2項の規定により第7条、第12条（非常用の照明装置に係る部分に限る。次条第2項において同じ。）、第15条第1項第1号（第54条第1項において準用する場合を含む。）、第19条第2項（第54条第1項において準用する場合を含む。）若しくは第3項（同条第2項において準用する場合を含む。）、第22条、第31条第2号若しくは第3号、第32条第1項若しくは第2項又は第33条第1項の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

（平18条例22・追加、令6条例7・令7条例22・一部改正）

（別の建築物とみなすことができる部分）

第60条の5 政令第109条の8で定める部分が2以上ある建築物の当該部分は、第19条第1項、第33条第2項又は第51条第1項第1号の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

2 政令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分が2以上ある建築物の当該部分は、第8条、第12条、第17条、第22条、第25条又は第32条第2項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

3 政令第126条の2第2項各号に掲げる建築物の部分が2以上ある建築物の当該部分は、第12条の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(令7条例22・追加)

(建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和)

第61条 法第87条の3第6項の規定により興行場等としての使用の許可を受けた建築物については、この条例の規定は、適用しない。

2 法第87条の3第7項の規定により特別興行場等としての使用の許可を受けた建築物については、この条例の規定は、適用しない。

(平31条例18・全改，令4条例34・一部改正)

第62条 削除

(平31条例18)

(委任)

第63条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第10章 罰則

(罰則)

第64条 第3条、第4条、第5条第1項若しくは第3項、第6条、第8条から第12条まで、第14条から第16条まで（第54条第1項において準用する場合を含む。）、第17条、第19条第1項（第20条の規定により読み替えて適用する場合及び第54条第1項において準用する場合を含む。）、第19条第2項（第54条第1項において準用する場合を含む。）、第19条第3項（第54条第2項において準用する場合を含む。）、第22条、第23条第1項若しくは第2項、第24条、第25条、第27条第1項、第28条から第31条まで、第32条第1項若しくは第2項、第33条から第35条まで、第38条第1項、第39条、第40条第1項若しくは第3項、第41条第1項（同条第2項及び第42条第2項において準用する場合を含む。）、第42条第1項若しくは第3項、第43条から第47条まで、第48条第1項若しくは第3項、第49条、第50条、第51条第1項、第52条、第56条又は第58条の3の規定に違反した建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書に記載された認定建築材料等の全部又は一部として当該認定建築材料等の全部又は一部と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡した場合においては当該建築材料又は建築物の部分を引き渡した者、設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合（設計図書に記載された認定建築材料等と異なる建築材料又は建築物の部分を引き渡された場合において、当該建築材料又は建築物の部分を使用して工事を施工した

場合を除く。)においては当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者)は、500,000円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定する違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して前項の刑を科する。

(平15条例48・平18条例22・平21条例38・平29条例13・平31条例18・一部改正)

(両罰規定)

第65条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(東茨城郡内原町編入に伴う経過措置)

- 3 東茨城郡内原町編入の日前にした茨城県建築基準条例(昭和36年茨城県条例第21号)に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平16条例90・追加)

付 則(平成13年3月27日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(平成15年3月25日条例第26号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成15年12月22日条例第48号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成16年12月22日条例第90号)

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

付 則(平成17年3月28日条例第19号)

この条例は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成16年法律第67号)第1条の規定(建築基準法第51条の改正規定を除く。)の施行の日から施行する。

付 則（平成18年 3月29日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年 4月12日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年 9月29日条例第38号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第57条第2項に規定する確認の申請をしている者に係る污水处理施設の設置の手続については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成27年 7月 6日条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成29年 3月27日条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした改正前の第32条第1項の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成30年 8月10日条例第36号）

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号に定める日から施行する。

付 則（平成31年 2月 1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成31年 3月26日条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 目次、第17条第1項、第19条第1項、第4章第4節の節名、第21条、第27条及び第59条の改正規定並びに第64条第1項の改正規定（「、第21条」を削る部分に限る。）並びに次項の規定 平成31年 4月 1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成31年4月1日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日のいずれか遅い日
(経過措置)

2 前項第1号に定める日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 第1項第2号に定める日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（令和元年8月1日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年3月30日条例第28号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月31日条例第59号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和4年7月14日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和6年2月7日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和6年3月26日条例第41号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和7年3月21日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。